

議第1号

令和8年度各務原市一般会計予算

令和8年度各務原市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ62,040,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、12,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定める。

令和8年2月25日提出

各務原市長 浅野 健 司

# 第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市税		23,507,051
	1 市民税	10,289,827
	2 固定資産税	10,397,811
	3 軽自動車税	396,261
	4 市たばこ税	730,000
	6 入湯税	1,400
	7 都市計画税	1,686,073
	8 旧法による税	5,679
2 地方譲与税		440,430
	1 地方揮発油譲与税	90,000
	2 自動車重量譲与税	330,000
	4 森林環境譲与税	20,430
3 利子割交付金		35,000
	1 利子割交付金	35,000
4 配当割交付金		209,000
	1 配当割交付金	209,000
5 株式等譲渡所得割交付金		254,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	254,000
6 法人事業税交付金		355,000
	1 法人事業税交付金	355,000
7 地方消費税交付金		4,100,000
	1 地方消費税交付金	4,100,000
8 ゴルフ場利用税交付金		15,000

(単位：千円)

款	項	金額
9 環境性能割交付金	1 ゴルフ場利用税交付金	15,000
		4,000
10 国有提供施設等所在市町村 助成交付金		410,000
	1 国有提供施設等所在市町村 助成交付金	410,000
11 地方特例交付金		232,436
	1 地方特例交付金	230,000
	2 新型コロナウイルス感染症 対策地方税減収補填特別交 付金	2,436
12 地方交付税		4,250,000
	1 地方交付税	4,250,000
13 交通安全対策特別交付金		12,000
	1 交通安全対策特別交付金	12,000
14 分担金及び負担金		243,442
	2 負担金	243,442
15 使用料及び手数料		507,175
	1 使用料	329,125
	2 手数料	178,050
16 国庫支出金		12,046,706
	1 国庫負担金	8,963,769

(単位：千円)

款	項	金額
	2 国庫補助金	2,984,968
	3 委託金	97,969
17 県支出金		5,406,104
	1 県負担金	3,436,254
	2 県補助金	1,704,701
	3 委託金	265,149
18 財産収入		205,234
	1 財産運用収入	162,902
	2 財産売払収入	42,332
19 寄附金		451,000
	1 寄附金	451,000
20 繰入金		2,157,177
	1 基金繰入金	2,150,000
	2 特別会計繰入金	7,177
21 繰越金		850,000
	1 繰越金	850,000
22 諸収入		1,529,145
	1 延滞金・加算金及び過料	20,016
	2 市預金利子	5,365
	3 貸付金元利収入	105,700
	4 受託事業収入	148,783
	6 雑入	1,249,281
23 市債		4,820,100

(単位：千円)

款	項	金額
	1 市債	4,820,100
歳入合計		62,040,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		351,792
	1 議会費	351,792
2 総務費		5,120,728
	1 総務管理費	3,964,780
	2 徴税费	732,434
	3 戸籍住民基本台帳費	293,539
	4 選挙費	47,509
	5 統計調査費	43,320
	6 監査委員費	39,146
3 民生費		21,165,568
	1 社会福祉費	7,619,429
	2 高齢福祉費	721,820
	3 児童福祉費	10,874,770
	4 生活保護費	1,897,012
	5 国民年金費	44,155
	6 災害救助費	8,382
4 衛生費		4,391,273
	1 保健衛生費	1,536,433
	2 環境費	2,854,840
5 労働費		82,080
	1 労働諸費	82,080
6 農林水産業費		450,946
	1 農業費	146,109

(単位：千円)

款	項	金額
	2 畜産業費	37,915
	3 農地費	209,835
	4 林業費	57,087
7 商工費		892,563
	1 商工費	892,563
8 土木費		4,070,934
	1 土木管理費	290,187
	2 道路橋梁費	1,852,771
	3 河川費	105,548
	4 都市計画費	1,491,946
	5 住宅費	330,482
9 消防費		2,204,880
	1 消防費	2,204,880
10 教育費		11,820,588
	1 教育総務費	1,453,913
	2 小学校費	2,278,014
	3 中学校費	730,071
	4 特殊学校費	193,859
	5 幼稚園費	1,944,148
	6 社会教育費	1,221,619
	7 保健体育費	3,998,964
12 公債費		4,687,734
	1 公債費	4,687,734

(単位：千円)

款	項	金額
13 諸支出金		6,750,914
	2 繰出金	6,628,935
	3 基金費	121,979
14 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳出合計		62,040,000

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
会議録等作成業務委託事業	令和8年度から 令和9年度まで	659
L I N E 機能拡充事業	令和8年度から 令和11年度まで	2,772
R P A 運用事業	令和8年度から 令和9年度まで	3,960
A I - O C R 運用事業	令和8年度から 令和9年度まで	1,320
公共施設予約システム更新・運用事業	令和8年度から 令和13年度まで	28,693
共用地図データ更新整備事業	令和8年度から 令和9年度まで	64,758
市民税当初賦課帳票出力業務委託事業	令和8年度から 令和9年度まで	3,580
市民税・県民税賦課事務 補助業務派遣委託事業	令和8年度から 令和9年度まで	3,469
市民税・県民税賦課事務用 パソコンレンタル事業	令和8年度から 令和9年度まで	250
県議会議員選挙公営ポスター 掲示板設置等事業	令和8年度から 令和9年度まで	1,627
高齢者福祉施設改修等整備事業	令和8年度から 令和9年度まで	253,228
環境基本計画策定事業	令和8年度から 令和9年度まで	2,662
市営斎場空調設備更新事業	令和8年度から 令和9年度まで	88,800
交通安全施設整備事業	令和8年度から 令和9年度まで	29,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
道路維持補修事業	令和8年度から 令和9年度まで	120,000
緊急対策踏切改良事業	令和8年度から 令和9年度まで	180,000
公共用地等取得事業	令和8年度から 令和17年度まで	100,000
学びの森プロムナード イルミネーション設置事業	令和8年度から 令和12年度まで	24,000
感染性廃棄物 処分等業務委託事業	令和8年度から 令和11年度まで	2,673
小学校受変電設備改修事業	令和8年度から 令和9年度まで	60,576
図書館システム運用事業	令和8年度から 令和13年度まで	15,785
市民プール用地取得事業	令和8年度から 令和11年度まで	247,756

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円		年7.0%以内	
学習等供用施設整備事業	127,700	普通貸借 又は 証券発行	<p>ただし、しり方式で借り入れる資金について利率の見直しを行って後、当該見直しの利率</p> <p>公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により償還期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えすることができる。</p>	
産業文化センター施設整備事業	125,600			
庁舎等情報基盤整備事業	44,200			
戸籍住民基本台帳情報基盤整備事業	2,900			
福祉センター一施設整備事業	61,300			
福祉の里施設整備事業	25,500			
保育所整備事業	204,900			
あさひ子ども館整備事業	77,900			
慈光園整備事業	118,700			
高齢福祉情報基盤整備事業	15,100			
保健衛生施設等情報基盤整備事業	4,400			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円		年7.0%以内	
し尿処理施設整備事業	9,100	普通貸借 又は 証券発行	<p>ただし、しり方式で借り入れる資金について利率の見直しを行って後、当該見直しの利率</p> <p>公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により償還期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えすることができる。</p>	
ごみ処理施設整備事業	271,700			
火葬場整備事業	98,700			
一般会計出資債（水道事業）	358,300			
農業基盤整備事業	16,900			
航空宇宙博物館施設整備事業	10,900			
産業振興施設整備事業	1,900			
道路橋梁事業	727,100			
排水路改良事業	31,600			
街区公園整備事業	85,400			
都市再生整備事業	54,600			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
消防施設整備事業	94,300	普通貸借 又は 証券発行	年7.0%以内	<p>公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場 合には借入先と協定し、その条 件に従うものとする。 ただし、市財の都合により償 還期間及び償還額を短縮し、 又は繰上償還若しくは低利に 借り換えることができる。</p>
教育施設情報 基盤整備事業	160,200	<p>ただし、しり金利 利率見直り資金 方式で借入るにつ 入れるについで利 率の見直しを行 を行った後、は、 に当該見直し 後の利率</p>		
小学校施設整備事業	1,174,900			
中学校施設整備事業	132,600			
特別支援学校 施設整備事業	4,200			
文化財施設整備事業	3,500			
図書館整備事業	2,900			
社会教育施設整備事業	38,000			
学校給食センター 施設整備事業	100,600			
体育施設整備事業	85,000			
総合体育館等 施設整備事業	549,500			

議第2号

令和8年度各務原市国民健康保険事業特別会計予算

令和8年度各務原市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,830,635千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、250,000千円と定める。

令和8年2月25日提出

各務原市長 浅野 健 司

### 第1表 歳入歳出予算

#### 歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険料		2,645,130
	1 国民健康保険料	2,645,130
2 使用料及び手数料		301
	1 手数料	301
3 国庫支出金		50
	1 国庫補助金	50
4 県支出金		8,927,970
	1 県補助金	8,927,970
5 財産収入		2,000
	1 財産運用収入	2,000
6 繰入金		1,142,184
	1 他会計繰入金	814,105
	2 基金繰入金	328,079
7 繰越金		100,000
	1 繰越金	100,000
8 諸収入		13,000
	1 延滞金及び過料	1,990
	2 預金利子	10
	3 雑入	11,000
歳 入 合 計		12,830,635

#### 歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		92,711
	1 総務管理費	92,711
2 保険給付費		8,734,630
	1 保険給付費	8,734,630
3 国民健康保険事業費納付金		3,617,238
	1 国民健康保険事業費納付金	3,617,238
4 保健事業費		186,056
	1 特定健康診査等事業費	89,100
	2 保健事業費	96,956
5 諸支出金		100,000
	1 償還金	100,000
6 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳 出 合 計		12,830,635

## 第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
特定保健指導外部委託事業	令和8年度から 令和11年度まで	28,309

議第3号

令和8年度各務原市介護保険事業特別会計予算

令和8年度各務原市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,283,834千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

令和8年2月25日提出

各務原市長 浅野 健 司

## 第1表 歳入歳出予算

### 歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		3,069,930
	1 介護保険料	3,069,930
4 国庫支出金		3,151,666
	1 国庫負担金	2,498,238
	2 国庫補助金	653,428
5 支払基金交付金		3,726,524
	1 支払基金交付金	3,726,524
6 県支出金		1,956,564
	1 県負担金	1,956,564
7 財産収入		5,922
	1 財産運用収入	5,922
9 繰入金		2,366,718
	1 一般会計繰入金	2,066,718
	2 基金繰入金	300,000
10 繰越金		4,300
	1 繰越金	4,300
12 諸収入		2,210
	1 延滞金、加算金及び過料	180
	2 預金利子	30
	4 雑入	2,000
歳 入 合 計		14,283,834

### 歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		182,522
	1 総務管理費	182,522
2 保険給付費		13,378,547
	1 保険給付費	13,378,547
3 地域支援事業費		707,225
	1 地域支援事業費	707,225
4 保健福祉事業費		3,063
	1 保健福祉事業費	3,063
6 諸支出金		11,477
	1 償還金及び還付加算金	4,300
	2 繰出金	7,177
7 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		14,283,834

## 第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
介護認定調査員支援システム運用事業	令和8年度から 令和13年度まで	29,570

議第4号

令和8年度各務原市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和8年度各務原市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,054,717千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月25日提出

各務原市長 浅野健司

### 第1表 歳入歳出予算

#### 歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		2,534,535
	1 後期高齢者医療保険料	2,534,535
2 使用料及び手数料		10
	1 手数料	10
3 繰入金		2,452,502
	1 他会計繰入金	2,452,502
4 繰越金		66,500
	1 繰越金	66,500
5 諸収入		1,170
	1 延滞金、加算金及び過料	100
	2 償還金及び還付加算金	1,010
	3 預金利子	50
	5 雑入	10
歳 入 合 計		5,054,717

#### 歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		34,046
	1 総務管理費	34,046
2 後期高齢者医療広域連合納付金		5,018,161
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	5,018,161
4 諸支出金		2,510
	1 償還金及び還付加算金	2,510
歳 出 合 計		5,054,717

議第5号

令和8年度各務原市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度各務原市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水戸数 64,191 戸
- (2) 年間総給水量 17,889,068 m<sup>3</sup>
- (3) 一日平均給水量 49,011 m<sup>3</sup>
- (4) 主要な建設改良事業  
改良事業費 1,880,957 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第1款	水道事業収益	2,925,009 千円
第1項	営業収益	1,950,305 千円
第2項	営業外収益	974,703 千円
第3項	特別利益	1 千円
支		出
第2款	水道事業費用	2,818,016 千円
第1項	営業費用	2,704,592 千円

第2項	営業外費用	103,124千円
第3項	特別損失	300千円
第4項	予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額870,199千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額99,577千円、過年度分損益勘定留保資金509,239千円及び当年度分損益勘定留保資金261,383千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第3款	資本的収入	1,133,301千円
第1項	負担金	536,101千円
第2項	企業債	358,300千円
第8項	補助金	238,900千円
支 出		
第4款	資本的支出	2,003,500千円
第1項	建設改良費	1,923,342千円
第2項	企業債償還金	70,158千円
第6項	予備費	10,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
活 性 炭 運 搬 処 分 事 業	令和8年度から 令和9年度まで	20,232千円
水 道 管 路 耐 震 化 事 業	令和8年度から 令和9年度まで	225,000千円
受 託 関 連 配 水 管 等 布 設 事 業	令和8年度から 令和9年度まで	50,000千円
検 定 満 期 量 水 器 取 替 事 業	令和8年度から 令和9年度まで	41,314千円
給 水 装 置 復 旧 修 繕 事 業	令和8年度から 令和9年度まで	1,400千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水 道 事 業	千円 358,300	普通貸借 又は 証券発行	年7.0%以内  ただし、利率見直し 方式で借り入れる資 金について利率の見 直しを行った後にお いては、当該見直し後 の利率	公的資金については、その融資 条件により、銀行その他の場合に は借入先と協定し、その条件に従 うものとする。 ただし、市財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮し、又 は繰上償還若しくは低利に借り 換えすることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 322,573 千円

(他会計からの補助金)

第9条 水道事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、149,158千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、46,300千円と定める。

令和8年2月25日提出

各務原市長 浅野 健 司

議第6号

令和8年度各務原市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度各務原市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 排水戸数 45,507戸
- (2) 年間総排水量 13,110,156 m<sup>3</sup>
- (3) 一日平均排水量 35,918 m<sup>3</sup>
- (4) 主要な建設改良事業
  - 汚水管渠建設費 1,324,953千円
  - 雨水管渠等建設費 615,299千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第11款	下水道事業収益	3,163,553千円
第1項	営業収益	1,983,789千円
第2項	営業外収益	1,179,764千円
支		出
第21款	下水道事業費用	3,193,196千円
第1項	営業費用	2,836,317千円

第2項	営業外費用	353,879千円
第3項	特別損失	2,000千円
第4項	予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額964,970千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額96,077千円、過年度分損益勘定留保資金750,923千円及び当年度分損益勘定留保資金117,970千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第31款	下水道事業資本的収入	2,476,212千円
第1項	負担金	207,278千円
第2項	企業債	1,510,200千円
第5項	他会計出資金	94,784千円
第7項	補助金	663,950千円
支 出		
第41款	下水道事業資本的支出	3,441,182千円
第1項	建設改良費	2,195,742千円
第2項	企業債償還金	1,235,240千円
第5項	過年度補助金等返還金	200千円
第6項	予備費	10,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所等改造資金の融資に係る利子補給金 (令和8年度融資予定分)	令和8年度から 令和12年度まで	126千円
下水道支線・ 取付管設置事業	令和8年度から 令和9年度まで	5,000千円
公共汚水ます等 設置事業	令和8年度から 令和9年度まで	34,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道 事業	千円 1,313,800	普通貸借 又は 証券発行	年7.0%以内  ただし、利率見直し 方式で借り入れる資 金について利率の見 直しを行った後にお いては、当該見直し後 の利率	公的資金については、その融資 条件により、銀行その他の場合 には借入先と協定し、その条件に 従うものとする。 ただし、市財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮し、又 は繰上償還若しくは低利に借り 換えすることができる。
流域下水道 事業	67,400			
資本費 平準化	129,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 156,332 千円

令和8年2月25日提出

各務原市長 浅野 健 司